

[編集発行]
 (社) 日本都市計画学会
 関西支部編集・広報委員会
 [所在地]
 〒556-0017
 大阪市浪速区湊町 1-4-1 OCAT ビル 4F
 TEL (06)6647-1910
 FAX (06)6647-1920
<http://www.cpij-kansai.jp/>

日本都市計画学会 関西支部だより

「まちづくり天気図の提案」

大阪大学教授
 日本都市計画学会会長
 支部長 鳴海邦碩



2006年と言う新しい年を迎えました。社会では、2007年問題が取りざたされています。つまり、団塊の世代の引退に伴って、産業界を支えていた中核的な人材が不足してくるという問題です。これは都市計画分野においても重要な課題です。

堺屋太一さんが著書である小説『エキスペリエンツ7：団塊の7人』で述べているように、引退者の社会貢献にも期待が寄せられていますが、基本はやはり若手の育成にあります。関西支部では、特別委員会を設置し、目下、「都市計画の担い手の将来」について検討を進めているところです。

昨年の年末に、かつて「時代をリードし全国的に話題となったまちづくり事例」の現在を紹介する報告会に参加しました。全国10地域の例が発表され、現在もなお新たな課題に取り組んでいる様子がわかりました。まさにまちづくりは「エンドレス」という感慨を持ったと同時に、それぞれの事例から、地域地域の固有性を基礎としながらまちづくりが展開されていることを強く認識しました。

「まちづくりはエンドレス」ということから再確認されなければならないことは、「常態的まちづくり」の必要性にあると思います。このことは、阪神・淡路大震災からの復興まちづくり検証を通じても明らかにされました。課題として考えなければならないのは、専門家としてそれにどう関わるのか、ということだと思います。

「まちづくりにおける地域地域の固有性」についてですが、例えていうならば、「兵庫県南部では」とか、「山沿いでは」とか、あるいは「日本海側では」といったように、地域地域でまちづくりの動きが違うということです。このような動向を知らずしては、的確な取り組みができないのではないかと思います。さらにいうならば、日本列島という広がりの中で、まちづくりがどのような動向にあるのかを理解しなければなりません。そうした観点から、学会として「まちづくり天気図」を作成することを提案したいと思います。

関西の景観まちづくりのこれまでとこれから

関西では、これまで、自治体の景観行政や市民による景観まちづくりなど多様な景観形成の取り組みが進められてきました。その間、計画面、制度面での充実と洗練、体系化も進み、社会的な認知も得て、一定の成果が蓄積されてきたといえます。一方、景観法の制定により、現在、いくつかの自治体では、既存の制度に加えて法を活用した新たな枠組みづくりの検討が行われています。また、この景観法制定に関わる一連の動きがきっかけとなって、これまでの景観の考え方や自治体の自主条例を中心とした制度の問題点が提起され、その取り組み方について再検討する機会も出てきました。こうした動きのなかで自治体の景観行政は転換期を迎えようとし、同時に、市民まちづくりに、また都市計画や個々の建築活動にも大きく影響していくものと思われます。

この特集では「関西の景観まちづくりのこれまでとこれから」と題し、関西の景観行政や景観まちづくりの到達点と今後の展開について考えたいと思います。そこで今回は、さまざまに展開している関西の景観行政、景観まちづくりの動向のなかから、以下の3つの視点に注目していきます。

まず、一つめの「景観形成と地域のまちづくり」では、景観形成と参加型まちづくりとの関係を論じ、市民による景観形成の取り組み事例を紹介します。第二の「市街地景観からより広域の風景づくりへ」では、市街地の景観にとどまらず自然田園を対象とする風景づくりのあり方とその事例を扱います。第三の「景観法への取り組み」では、景観法活用の可能性と展望を論じ、活用を進めている先駆的な自治体の事例を紹介するものです。そして、以上の各論点の根底にある関西的な景観・風景の特徴についての考察を、樋口忠彦氏（京都大学）からご寄稿いただきました。

〈景観形成と地域のまちづくり〉

■論説 景観まちづくりへの展望

三輪康一（神戸大学）

景観まちづくりへの展開

市民による、いわゆる参加型まちづくりと景観形成との関係は時代によって変化しており、その結果、現在、景観まちづくりと呼べる密接な関係が生まれている。こ

の移り変わりを振り返ってみると、まず1960～70年代は住民によるまちづくりの胎動の時期であり、真野地区や庄内地区など先駆的な住民参加のまちづくりや歴史的まちなみを保全する市民運動が始まっていたが、住環境整備、まちなみ保存など個別のテーマが互いに連携することなくそれぞれ独自に模索されていた。

1980年前後から、地区計画制度やまちづくり条例が制定され、改善修復型の整備事業が創設されるなど本格的なまちづくり施策が整備されてくる。一方自治体では景観条例が次々に制定される。それぞれの制度は別々の目的で出発したものの、適用されるにつれ、地域によっては、まちづくり条例のもとで景観形成を目標とする取り組みが行われたり、逆に、景観やまちなみ保全の活動から、生活環境改善の活動へ展開していく事例もでてくる。つまり、このまちづくりの発展期での実際の現場では、景観と住環境整備型まちづくりのそれぞれの領域が拡大し、両者は接近していく。

その後、阪神大震災からの復興まちづくりの経験も経て、現在はまちづくりの深化、普遍化の時期を迎えているが、そこでは、広義のまちづくりのなかに住環境はもとよりコミュニティや福祉、環境問題、地域経済などの課題と同列に景観が組み込まれていく。たとえばハード面が中心であった景観形成の取り組みも、日常的な美化清掃運動などのソフトな活動に広がっていく。また、行政主体の景観形成のための規制誘導から、市民が主体的に景観ルールをつくり運用する協定的な取り組みに移行する動きもでてきた。

このように当初景観とまちづくりは別々に出発したが、その後互いの領域が重なり、やがて、広義のまちづくりに統合されていく。この景観まちづくり生成の背景には生活景への注目がある。特にすぐれた景観を形成している特定の場所というわけではなく、ふつうのまちの身近な日常の風景をよくしたいという率直な思いが地域のまちづくりのきっかけや目標となる。つまり、まちづくり動機としての景観がそこにある。一方、多様なまちづくり活動がたとえ景観を目標としないまでも、何らかの形で地域空間に作用するとき、そのアウトプットは生活景として表現され、まちづくり活動の結果が景観形成につながっていく。その意味では景観と市民まちづくりは、動機と結果の相乗作用として結びついていく。現在、ま

ちづくりは住環境整備などのハードから福祉や地域経済や環境などを含むソフトな領域に重点が移りつつある。しかし、地域という具体的な場で行われている以上、地域空間（ハード）と切り離すことはできない。そうであれば、ハードとソフトをつなぐものが景観であるといえよう。そして、まちづくりにおける空間論と運動論をつなぐものが景観まちづくりといえるのではないか。

関西における景観まちづくりの多様な側面

このように景観とまちづくりが結びつくのは、いわば関西の特色であり、今では実に多様な展開がみられる。たとえば、歴史的建築物やまちなみ保全、河川、海岸、里山、棚田などの自然環境保全、地球環境のための市民運動や地域住民の取り組みなどは、地域の生活環境の改善と一体的に進められている。地域の空間設計への市民参加は今やワークショップによって当たり前に行われ、高層マンションなどによる景観破壊への反対運動を契機に景観協定などの自主的な建築物の規制誘導に展開していく。さらに公共空間の自主管理や緑化、自宅のガーデニングの公開、ポイ捨て禁止、清掃、落書き消し、違法な貼り紙の除去など日常的な活動が各地で実践され、商業地では市民や企業によるオープンカフェによる賑わいの形成、歴史的建築物など景観資源を活用した個性的な商業空間形成が活性化のツールとされる。

これら多様な取り組みは、ささやかにはみえても、地域の力や多様な人材とネットワークを活かした創意工夫の結果であり、波及効果は大きい。

景観まちづくりの役割と景観の価値

まちづくりで景観を扱うことは、地域にどのような問題があるかを総合的に診断できる（課題把握）、望ましい地域の空間像の提示によって目標を具体的なかたちとして共有できる（目標設定）、まちづくりの成果が目に見える形として確認できる（評価）という、まちづくり過程に応じた効用があり、まちづくりの持続に有効な循環をもたらすものである。さらにいえば、一般に景観は対象と見る主体の相互関係のなかにある価値をもって成り立つ。その価値は、たとえば、自然や歴史的な価値であり、また空間の統一美や快適性や地域の個性であったりする。景観まちづくりの場合は、それらの価値とともに、主体が自ら関わることによる充足感や、参加した人々が納得することによる共同体の維持や持続という価値が加わる。その意味で、景観まちづくりの役割は重要で、その可能性は大きく広がっていく。

野田北部地区美しいまち宣言

松原永季

（スタジオ・カタリスト）

野田北部地区は、平成7年の阪神・淡路大震災で、地区内の住戸の約8割が焼失・全壊するという大きな被害を受けた。しかし震災前から、まちづくりに取り組んでいたこともあり、早い段階から、住民の復旧・復興に向けた自主的活動が始まり、区画整理、街並み誘導型地区計画、街なみ環境整備事業などで大きな成果を残し、最も早く震災復興が進んだ、住民主体のまちづくりの先進地区として知られている。またそのプロセスにおいて、地域団体の情報交換と連携が重視されはじめ、まちづくり協議会、自治会、婦人会、老人会、NPOなどの地域団体がネットワークを形成する「野田北ふるさとネット」が平成14年に立上げられたことも、この地区の持つ独自性といえるだろう。

ただ一方、震災復興事業が一段落した時点で、地域のまちづくり活動が目標を見失いかけていたことが、コアメンバーの口からは漏れていた。また、非常時のまちづくりから日常のまちづくりへの移行も、意識され始める。こうした状況において、野田北部の住民は、「美しいまち」を希求する声を上げ始めたのだった。つまり、ポイ捨てゴミ、迷惑駐輪、違法駐車、犬猫のフン害、分別ゴミ出しマナーなどの課題が指摘され、それらの自主的・自律的な解決と、それによる「美しいまち」の実現が、新たな目標として意識されるようになったのである。

以前から、神戸市とは緊密な連携体制をもっていた中、矢田市長により「協働と参画」のまちづくりの推進が掲げられ、また「協働と参画三条例」が策定されつつあったという背景もあり、この「美しいまち」へ向けた活動において、新しい協働体制が組み上げられることになった。住民と神戸市職員の協議により、住民自身による「美しいまち宣言」から始まる「美しいまち」実現へのプロセスが描かれ、それに沿った活動が展開され始める。

まず「美しいまち宣言」ワークショップが、平成15年9月から開催された。「課題の整理」「課題への対策の取り組み検討」「行政との役割分担検討」「宣言文案の検討」のプロセスで、合計7回実施され、侃々諤々の議論ののち「宣言文案」が作成された。その後、パブリックコメントを経て、さらにアンケートや実態調査の結果も踏まえ、平成17年6月に「神戸市民による地域

活動の推進に関する条例」に基づいて、神戸市初の「パートナーシップ協定」が神戸市長と締結されることになったのである。

そしてこの間、「ワークショップで出たアイデアは、できることから早く取り組もう」との声が上がり、まちの清掃を行う「クリーンパトロール」や、駐輪対策とまちの美化を兼ねた「フラワーサークル」が自主的に実施されるようになったことは、野田北部地区ならではの自律性の発揮と言えるだろう。このように「美しいまち宣言」を契機に、これまでとは違う、日常的で継続的なまちづくり活動が次第に展開されるようになった。さらに平成17年8月からは指定管理者制度に基づき、地区内の駅前駐輪場の管理を行うことになり、野田北部のまちづくり活動は新たなステップを踏み出している。

震災後10年を経て、神戸の復興まちづくりはハードからソフトへ、施設整備からコミュニティ・ディベロップメントへの方向転換を行いつつある。野田北部地区の取り組みは、この「まちづくりの転換点」において、それまでの経験から獲得した自律性を背景に、その内発性を発展させる形で、行政との新しい協働体制を築き、活動を展開している。これは他地区に先駆けるものであり、また日常的で継続的な「ポスト震災」のまちづくりモデルとなるものと考えられるであろう。この「美しいまち」をテーマとした、幅広い意味での景観も含めたまちづくりの姿が、今後もさらに発展することを期待したい。

野田北部 美しいまち宣言

ここ野田北部は、昭和のはじめ頃までは、まだ住む人も無く、一面の葡萄畑やたとうです。これが神戸の発展とともに、たくさんの方が住み着き、空襲や水害の被害も少なく、人情味豊かなまちとなって、心地良く暮らしてきました。

それが忘れません、あの平成7年1月17日の阪神・淡路大震災で、みんな多くのかけがえのないものをなくしてしまいました。

でも、その後がすごかった…。
なんでも言い合える、なんでも一緒にやれる、野田北部の仲間力をひとつにして、まちの復興を目指して頑張ってきました。みんなで協力して地区計画や区画整理をきとめ、住宅を再建し、路地をきれいに整備し…。神戸で一番最初にまちの復興を成し遂げました。
ほら、ずいぶんきれいなまちになりました。

そやけど気がついてみたら、あっちこっちで、犬や猫の糞はほたらかしやし、迷惑駐輪や違法駐車は多いし、ボイ捨てのゴミやタバコの吸殻はあるし…。
一体どうなんやろ？

ここらでもういっぺん、みんなと一緒に考え、やってみませんか！
この野田北部を、もっともっと安心して住み続けられる美しいまちにしたい！
そやから、声を大にして、ここに宣言します！
・わたしらは犬や猫の糞はちゃんと始末します！
・わたしらは迷惑駐輪・違法駐車なんかはしません！
・わたしらはゴミやタバコの吸殻のボイ捨てはせえへん！

そやからみんなも一緒に協力してや！お願いやで！

平成16年6月17日
野田北ふるさとネット 野田北部自治連合会 野田北部長寿会 野田北部まちづくり協議会

野田北部 美しいまち宣言

次代に引き継ぐ“緑のまちづくり”

篠原 悌三（雲雀丘山手緑化推進委員会）

大西 章（宝塚市都市計画デザイン課）

取り組み経過

雲雀丘山手地区は、大正から昭和初期にかけて阪神間郊外住宅の先駆けとして自然との調和を重視して開発された住宅地です。開発にあたっては「私地公景」を理念として自然地形や自然樹木を極力残すなど、自然や環境を配慮した美しい住宅地景観と大正モダニズム邸宅を造り出しました。

しかしながら、バブル崩壊や建築基準法改正後の開発は、雲雀丘山手の自然環境や景観を支えてきた屋敷内の樹木をすべて伐採し、斜面地をコンクリート擁壁で造成し大きく地形を改変したものが多くみられるようになりました。地域の樹木が無残に伐採される様子に危惧した住民は、緑を残すという活動を開始し行政への支援を求めることになり、地元では「地区計画等推進委員会」を立ち上げて行政から派遣された専門家のアドバイスを受け、最終的には「地区計画」と「市景観条例にもとづく地域景観形成基準」を意識した「まちづくりルール提案書」をまとめ、それに基づいて行政が法的手続きを行いました。（地下室マンション容積緩和の地区計画による規制強化、景観法に先駆けた地区計画と景観条例のダブル指定）

住民の立場から

まちづくりルール策定後は、その時点で「アトは市役所お願いね - !」と、その委員会を解散するのが普通ですが・・・、実は更にバージョンアップした形で緑化推進委員会に進化・発展させ（平成13年設立）ボランティアを募り、具体的な緑の保全・育成に向けた本格的で手づくりの地道な活動を根気よく展開してまいりました。



宝塚市長との子供の緑の勉強会

その活動は、「苗木配布による民家、空き地への樹木

植栽「緑の勉強会(子供の緑の勉強会、緑の木陰の勉強会)」「緑のかわら版」の全戸配布・「桜並木復活プロジェクト」・「緑の木陰の音楽会」・「山手どんぐり隊」・等で、住民自らの発想で着実に進めており、「緑を守る～緑を育てる～緑を楽しむ～緑を育てる人を育てる～緑を守る～」という循環サイクルを確立させて質的・量的なスパイラルアップを図ると共に、他の地域・領域および海外展開とも連携して、「持続可能なシステム」の構築を図るべく、そのブーメラン効果を取り込みつつ、したたかに・・・そして楽しみながら推進中です。

幼少時から何でも自分の意のままになる社会で育ってきた青少年が増え、最近では子供が事件に巻き込まれたり、年少者の犯罪が目につくようになりました。地域のあちこちに森を創り、例えば木登りのできる樹を育て、森の中での楽しみを伝えよう。自然と直接向き合っていると虫に刺されたり、木に登っていて怪我したり・・・、自分の意のままにならないことが多いため、自然を大切に作る作法を心身で覚え、他人や地域を大切に作る。そんな『次世代を担うたくましい子供達』を育てよう、緑や土いじりを老若男女で楽しみながら健全な地域を育てよう、そうして「わがまち・雲雀丘山手をみんなのふるさとにしよう!」「緑を敬い、緑の恵みに感謝する気持ちを大切にしよう!」・・・そんな思いで活動を展開しています。

行政の立場から

今後、高齢化や少子化が進んでいきますが、都市部でも人口が減少すると言われていています。そのため各自治体は都市間競争に勝とうと頑張っているのですが、実は都市間競争だけでなく、既に都市内競争が始まっているのではないのでしょうか。そうであれば、自分たちが住む地域は自分たちで良くしなければ行政の支援は限られたものになります。住んでいて良かったと思える地域、住んでみたいと思われるような地域をそこに住む住民自らが創らなければ、都市内競争に負けてしまうことになるでしょう。都市内競争のもとでは、「住民が楽しめるまち、誇りがもてるまち」は行政が造るものではなく、その地域に住む人たちの力で創るものだと思います。「花や緑があふれるまち」も確かに美しいのですが、もっと重要なのは「花や緑を育てる人が育つまち」だと思います。そういう意味から「雲雀丘山手緑化推進委員会」の取り組みは、先駆的な取り組みだと言えるのではないのでしょうか。(当委員会は、ふるさとづくり賞・関西まちづくり賞・総務大臣表彰・・・等を受賞し、多方面から多角的な評価を受けています)

地域固有の歴史的施設を活用したまちづくり
～造船所跡と貯木場水面跡の活用事例～

芝川能一

(千島土地株式会社)

名村造船所跡の再生

かつて東洋のマンチェスターと呼ばれた大阪臨海部の工業地帯は世界的な構造転換により、今や存在意味を失いつつあり、また、オリンピックを前提とした都市計画構想も誘致失敗により、計画変更を余儀なくされています。

当該地帯に位置する名村造船所跡は、1931年から土地賃貸を継続してきましたが、1989年解約に至りました。「土地は一旦貸したら盗られたも同然。」と言われていたこの時期、原状有姿での借地返還を小躍りして悦んだものです。バブル期には、ヨットハーバー・ドックを閉め切ったのダイビングプール等、様々な企画を立てましたが、実現しないままに時が経ちました。

1993年には、既存倉庫の中にコンクリートの箱を収めた形で、BS放送開始に伴うコンテンツ作成の場・ゲネプロスタジオとしたスタジオ「PARTITA」を開設しました。2004年2月京都でart complex 1928を運営する小原啓渡氏との出会いから、高度成長期のシンボリックな存在であった造船所という過去のストックを、芸術を通じてまちづくりに結びつける試みが始まりました。同年9月には3日連続のイベントとして「namura art meeting vol.00」を開催、延べ約1,000名を集め、成功裏に終わりました。本イベントは、名村造船所敷地跡を30年間無償で使用し開催されるもので話題を集めました。概ね年一回のイベントのみでは情報発信力が弱いことから、翌年に「創造スペース」「BLACK CHAMBER」を開設し、小原氏のグループに運営を委ねております。

造船所跡と言う立地を活かし、海・川からのアプローチも可能なことから、「水都大阪の再生」のモデルプランの一つとしても位置づけております。

貯木場水面利用のフローティングハウスの試み

同じ臨海部に位置する平林地区に広がる貯木場水面跡は、五つの水面から成り立ち総面積約60haを占めています。現在では原木丸太を原産地国で加工して輸入するようになり、貯木場としての使命は終わり、広大な私有水面が残される結果となりました。私有水面で有るため、保有コスト(固定資産税・都市計画税)の支払いを余儀なくされています。

2003年、大阪・京都・滋賀で開催された「第3回世界水フォーラム」の中核的催しとしてインテックス大阪で「水のEXPO」が催されました。貯木場水面所有者である(株)CRE(千島土地関連)と岩田土地(株)が出展し、併せて水面利用の社会的実験としてフローティングハウスを水面跡に浮かべました。

これは、過去シアトル・バンクーバー・アムステルダム等での現地踏査を踏まえ、海外で主流となっている発砲スチロールをコンクリートで覆った半永久的なフロートを土台とした、木造2階建ての本格的なものです。排水については、污水管を延伸させ前面道路の公共下水管までポンプで圧送していますが、その後ベルリン等の事例を見るとハウス毎のバイオ処理による排水方式の方が遙かに経済的かつ環境に優しいことが判ってきました。

また、フロート本体についても一体物として打設せず、2.5m角の工場生産のフロートを連結させることで、コストダウンと自由なサイズを選択が可能になるよう、既の実証実験を開始しております。

今後、水門と橋(ハネ橋化)を改造することでマスト付のヨット等が出入りできるようになれば、船舶係留が住まいの真横に出来るという、我が国では唯一の施設として脚光を浴びることと思われます。



写真-1 名村造船所跡



写真-2 貯木場水面に浮かぶフローティングハウス

<参考 WEB >

- 1) <http://chishimatochi.com>
- 2) <http://www.sunphonix.co.jp/osaka/partita/partita.html>
- 3) <http://www.namura.cc/blackchamber/>

<市街地景観からより広域の風景づくりへ>

■論説 農村居住と景観環境管理

山崎寿一(神戸大学)

負の農村景観問題

農村の景観問題には2つのタイプがある。それは開発によって伝統的な農村景観が変容するために生じる「正の景観問題」と、人口減少によって景観・環境の維持・管理が困難になるために生じる「負の景観問題」で、空家問題、耕作放棄地問題、不在地主問題と深く結びついている。ここでは、今後国土の広いエリアで増大する「負の景観問題」について、事例に則して考察したい。

現代農村における継承性・持続性の喪失

従来の農村の社会と環境は、農家の「イエの継承」によって持続性が確保されてきた。後継世代の存在が、農業の継続、土地財産の継承、ムラ社会の維持の原動力となり、社会と環境の持続性を支えてきたのである。しかし、現代農村にはイエを継承する後継者を持たない高齢者が多く存在する。彼らの住宅や土地は、やがて分割相続され、膨大な不在地主を生むことになる。それが集落全体に及び集落は消滅する。

現代の農村を取り巻く状況は、過疎化の段階から、限界集落、消滅集落が増加し、集落の存続が危惧される深刻な段階に差し掛かっている。旧国土庁の調査では1999年からの10年で、中間山地域において419、その後の10年でさらに1690の集落が消えると予測されている。事実、2005年農林業センサスによると全国の農業集落数は138655で、1990年より1467減っている(都市的集落の消滅も含む)。

国土保全は、農村内部だけでの問題解決が困難な新たな段階に突入したことは確かである。

都市、農村の2地域居住者と新たな環境管理主体

国土交通省によると都市と農村の2地域に生活拠点を置く「2地域居住者」が2005年の100万人に対し、2020年には680万人、2030年には1080万人に達する可能性があると推測されている。そして都市居住の団塊世代の多くが、今後2地域居住者となって農村に居住する可能性が大きいと期待され、その動向に注目が集まっている。団塊の世代は、「親の面倒をみる最後の世代であり、面倒をみてもらえる子供のいない最初の世代」といわれている。そう考えると今後20年、団塊ジュニア世代の動向までを視野に収めた新たな国土保全、農村居住と環境管理の展望

を描く時期に差し掛かっているともいえる。

国土保全問題の解決には、多様な人々が農村に足を運び、環境と関わる仕組みをつくることが不可欠である。そのためには、暮らしと景観の魅力が農村地域の価値を高め、人を呼び込むことが条件となる。さらに無人化した集落の環境管理問題をも考える必要がある。

知床—開拓・自然保護から持続的な景観環境管理へ

2005年7月にユネスコの世界自然遺産に指定された知床半島の開発と自然保護の歴史は、わが国の開発と保全の歴史を象徴している。

知床半島は、近代以降の入植・開拓地である。かつてアイヌ民族のカムイコタンがあった知床は、18世紀末に和人による斜里周辺での漁場経営、19世紀には知床の硫黄山付近の硫黄採掘が行われる。その後20世紀に入り、1914年に国営の開拓村の開発により岩尾別(ウトロ側知床五湖に近い場所)に開拓者が入植、再び1937年に再入植するものいずれも失敗に終わる。当初の開拓は夢破れ、1966年にはすべての入植者が去り、開墾された牧場や農地は放置され、無人化した環境が残された。

1970年代にはいると、「知床旅情(1971年)の大ヒットによる知床観光ブームが到来し、不動産業者による開拓跡地の買収は100ヘクタールを越える状況となった。その中で、斜里町の「しれとこ100平方メートル運動」が1977年にスタートする。この運動は、戦前の開拓地を買い戻して原生林の復元、開拓跡地の保全を目的とするもので、知床自然保護運動、わが国のナショナルトラスト運動の先駆けとなった(1997年までに約460㌥の土地を取得)。

1987年に国有林伐採という「開発」の是非が問われた知床国有林伐採問題が勃発し、エコロジカルな自然保護運動の火付け役となった。この運動の結果、「森林生態系保護地域」の創設と知床の地域指定が実現したものの、それは「手を着けないでそっとしておく」規制型の自然保護であった。そのためさらなる運動が継続され、野生動物の管理を含めた生態系管理の視点をもった自然保護運動が展開されることになった。それを担ったのが市民や地域、NPOの活動であり、1997年にスタートした「100平方メートル運動の森・トラスト」の新たな運動である。現在の知床で展開している自然保護は、生態系の保護と形成を基本とした環境形成手法によって、社会と環境の持続性を実現し、多主体による自然保護の総合的な運動へと発展したもので、その活動の成果が2005年の世界自然遺

産の指定へとつながるのである。



世界自然遺産・知床—中央に鹿の群れ(2005年8月)

2005年8月に現地を訪れた折、開拓地跡の草原で鹿と出会った。その場所からは、草原と林、その背後に見える山並みが一体となった景観、振向くと岬と海が広がる景観があった。人が住まなくなった知床の環境は、生態系を維持するための植林や草原・水辺環境の保全によって、豊かで多様な景観が保全・形成されていることを実感した。それを支えるのが市民運動であり、知床財団をはじめとする地元の諸団体、NPOである。

景観環境管理モデル

知床では、多様な主体が環境保全に参加し、そして土地の保全管理の最終責任は自治体(斜里町)が負うという持続性をもった環境管理システムがここに存在している。その結果として獲得されるのが保全された生態系であり素晴らしい景観である。自然と景観の価値が市民を地域に呼び寄せる原動力となり、多様な主体の環境への関わりが地域の活性化と環境保全を可能にする「連関構造」が形成されている。それが知床の「景観環境管理モデル」である。

人口減少・消滅を危惧される農村地域における負の景観問題を克服するためには、農村地縁者、新たな来住者、都市住民や都市と農村の2地域に居住する「2地域居住者」、NPOなどの多様な主体が、農村に居住・滞在し、生活を通じて環境管理に参加する新たな景観環境管理システムの構築が大きな課題となる。

兵庫県における風景保全の取組について

ー 緑豊かな地域環境の形成に関する条例ー

川端 宏幸

(兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室)

緑豊かな地域環境形成に関する条例とは

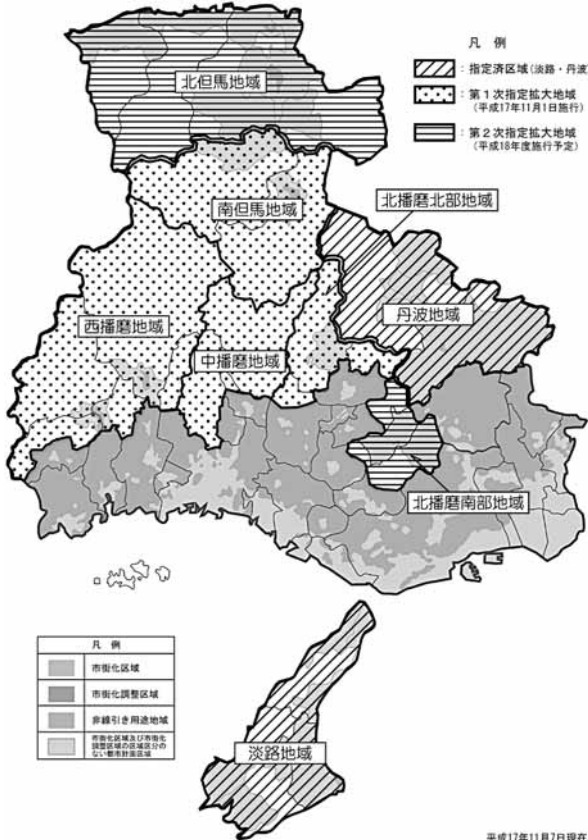
緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例)は、線引き都市計画区域以外において、地域を指定し、さらに地域の中を原則4種類の土地利用区域に区分し、この中の環境に応じ、開発行為を緑や景観の観点から誘導していこうとする兵庫県の独自条例であり、平成6年3月29日に制定された。

本県では、当時、開発動向が活発であった丹波地域と淡路地域について、平成7年からこれを適用し、地域環境にふさわしい開発行為の誘導に取り組んできた。

緑条例の全県適用への取組

本県では、県土の風景保全を一層進めるため、線引き都市計画区域を除く県下全域に緑条例を適用拡大する取組を平成15年度から進めている。

北播磨北部、中播磨、西播磨及び南但馬地域の4地域については、17年11月1日から新たに適用し、残る北播磨南部及び北但馬地域についても、18年度中の適用を予定している。




平成17年11月7日現在

緑条例のしくみ

緑豊かな環境形成地域の指定
 (自然環境や社会的なまとまりから広域的に緑豊かな地域環境の形成を図ろうとする地域を指定)
 地域環境形成基本方針の決定
 (環境形成地域における土地利用の方向、景観形成、住民主体のまちづくりなど地域環境形成に関する基本的な方向を定める)



環境形成区域の指定
 (環境形成地域を、森を守る、森を生かす、さと、まちの区域などに区分)

 森を生かす区域 さとの区域 まちの区域 森を守る区域
 地域環境形成基準の決定
 (環境形成区域ごとに開発行為に係る基準を定める)
 ア 森林の保全、緑地の確保
 イ 独立峰、稜線、突出尾根等の優れた景観要素の保全
 ウ 森林、緑地と建築物の配置
 エ 造成法面、擁壁等景観阻害要素の修景



開発行為の誘導
 (協議・協定、届出等の制度により地域環境形成基準をもとに開発行為を誘導)

今後の課題

近年、手入れ不足による森林の荒廃が進むなど、地域の風景保全は困難な状況となっており、県では17年度に県民緑税を創設し、18年度から森林保全等への支援強化に乗りだそうとしている。

しかしながら、風景保全の取組には、開発行為の誘導だけでなく、住民自らの積極的な地域づくりの取組が不可欠であり、風景保全への住民活動意識の啓発が、今後の課題である。

天然のイルミネーションとの共存を

～星空景観形成地域の街より～

鳴沢真也

(兵庫県立西はりま天文台公園)

読者の皆様、最後に天の川をご覧になったのはいつですか？プラネタリウムではなくて、本物の天の川ですよ。ほとんどの皆様はずいぶん遠い昔の事が、ひょっとしたら一度もご覧になった経験がないかもしれません。昼間に星が見えないのと同じ理屈で、夜間照明が強いと星が見えにくくなります。これは立派な公害の一種であり光害(「ひかりがい」または「こうがい」と呼ばれています。

佐用郡佐用町は兵庫県の北西部、姫路市から車で1時間ほど北に走った岡山県境にあります。町の中央には標高440mの大撫山(おおなでさん)があり、ここに1990年県立西はりま天文台公園がオープンしました。これにあわせて、町は「星の都宣言」をうたいました。佐用町商店街の街路灯は写真のような傘付きの低光害タイプに交換されました。足下だけを照らすどこか暖かみのある灯りで、この下を歩くと心がほっとするような「癒し」を感じる事さえあります。それでもまだ佐用郡内に光害の影響があり、私たちは草の根運動的に啓蒙活動をしておりました。その後2004年11月、西はりま天文台に口径2mの「なゆた」望遠鏡が設置されました。口径は国内最大、そして一般の方も利用できるという条件をつけますと世界最大の天体望遠鏡です。これにあわせて、9月の県議会で「星空景観形成地域」を含む景観条例が可決、翌年1月に佐用郡に施行されました。サーチライトや(新たに設置する場合は)上向き照明は禁止となりました。違反した場合は罰則もあります。全国の地方公共団体にはいくつかの光害防止条例がありますが、星空を一つの景観と捉えそれを「保護」しようという意味で、この兵庫県の条例は画期的なものであると思います。条例可決後、さっそく佐用郡最大の光害源であった4カ所のグラウンド施設のナイター照明がルーバー付きタイプに交換されました。

「星が見えなくてもいいじゃないか。一部のマニアが困るだけだろ？」そうお考えの方はいませんか。夜間照明の影響はまず動植物に表れます。体内時計の狂いが生態系に影響を及ぼしかねません。人間も影響を受けます。文字通り「人」事ではないのです。特に高齢者は若年者と比較して、まぶしさに敏感で、強い夜間照明はストレ

スになるそうです。夜間外出や運転をあきらめている方もいらっしゃるそうです。逆に子供たちの睡眠不足慢性化も最近懸念されていますが、夜間照明も一因と言えるでしょう。

こう書きますと「照明は悪、全部消せ」と訴えているようにお感じになるかもしれませんが、そうではありません。照明はもちろん必要なものです。しかしながら必要以上に空を照らす事はいかなるものでしょうか？星空も守るように、照明を工夫した方が「おしゃれ」だと思いののですが。

そもそも光害防止は経済的効果も生み出します。日本国内で夜空に消えて行く照明を電気代に換算した天文学者がいるのですが、その方の計算によると年間200億円(1998年調査)となるそうです。下だけ照らすように工夫すれば、かなりの量の省エネになること間違いなしです。

ライトアップが流行の現在、星空という天然のイルミネーションを守るようなまちづくりも見直されてもいいのではないのでしょうか。皆様の街にも天の川をよび戻しませんか？そして、バーチャルやシミュレーションでない「本物」の夜空を、子供たちにもプレゼントしませんか。



人工衛星が撮影した夜の地球。日本は光害大国です。



「星の都宣言」佐用町商店街の低光害タイプ照明



「星空景観形成地域」施行前と施行後にできたコンビニの看板。左(施行前)は看板自体が光るタイプですが、右(施行後)は看板を下向きに照らします。どちらも佐用町内。

ため池を生かした文化的景観づくり

工藤和美

(明石工業高等専門学校)

はじめに

兵庫県東播磨地域は全国有数のため池密集地域である。ため池は稲作用水として長い築造の歴史を持ち、地域独自の文化や生物環境を育んできた。この地域には今なお、歴史あるため池や、希少種の生き物が生息するため池などの特徴ある多くのため池とそれらを結ぶ網の目のように張り巡らされた水路が地域の豊かな水辺空間を創出している。

近年では、水田の減少によるため池の改廃が進み、ため池が人工物であることから管理や利活用に於いても多くの問題を抱えている。希になってしまった美しい石積み土手の残るため池の景観をいかに保全するかは急務の課題である。(写真1)

一方でこれらのため池や水路の環境を地域のかけがえない財産として評価し、保全・活用を目指して地域の人々がため池を中心としたまちづくり活動に取り組んでいる。ため池を中心に活動する「ため池協議会」と称するコミュニティ組織もいくつか活動している。ここでは明石高専工藤研究室が共同して取り組んでいる、いくつかの活動について紹介する。

加古大池管理棟内のため池博覧会テーマ館

東播磨地域では、ため池や水路の水辺空間を有効な社会資源として着目し、魅力ある地域作りを目指す「いなみ野ため池ミュージアム創設プロジェクト」が進められている。この関連施設としてため池の歴史やしぐみ、ため池協議会の活動紹介、ため池の生き物についての情報を発信するための展示スペースである。(写真2)

中央の兵庫県産のスギで作られた展示台にはため池の生き物の標本と生き物カードやパズルが展示され、ため池に関する情報が展示パネルによって示されている。可能なものは全て地域の人達と作成することとし、ため池協議会や生物の保全活動を行っている専門家の方などと協力して取り組んだ。天井は学生達がため池から刈ってきたヨシで葺いた。稲美町加古大池を訪れる人々、特に子供達に人気の場所となっている。

ため池ライトトーププロジェクト

播磨町と明石市の4つのため池で行った子供達とのワークショップである。身近なため池に自分達で日常と異

なる風景を出現させ、ため池に関わりを作り出そうということを目指して行っている。

太陽光を蓄え、夜になるとぼんやりと光る顔料が練り込まれた石の様な素材を、90cmの長さの角材の先に貼り付けて架空の植物を作成し、この架空の植物をため池の土手に植えるというものである。子供達が作った架空の植物が夜になると、かすかに光り、ため池の夜の風景を作り出すことで、地域の文化遺産であるため池を認識し、私たちとの関わりを考え、保っていくことの重要性を風景を通して伝える試みである。

これらの取り組みはまだ始まったばかりであるが、ため池協議会と協力して活動を少しずつ続けることで地域のため池を保全・活用するまちづくりを目指している。



写真1 石積み土手の残るため池。手前は石を方持ちでせり出させた洗い場。洗濯板と呼ばれる。



写真2 ため池博覧会テーマ館



写真3 ため池ライトトーププロジェクト

＜景観法への取り組み＞

■論説 景観法と景観まちづくり

ー自由設計を活かすー

小浦久子
(大阪大学)

歴史から都市へ

景観への関心は、1960年代の歴史的町並み保存に始まる。歴史的資源の多く残る関西では、京都や奈良の歴史的風土保存地区指定をはじめ、伝統的建造物群保存地区の指定も多い。歴史的町並み保全は、今も景観まちづくりの中心的テーマの1つである。

70年代後半になると新たな開発や公共空間において、デザインの質が求められるようになる。まもる景観だけでなく、つくる景観、そだてる景観へと対象が広がった。地域の景観形成への取り組みは、神戸市都市景観条例(1976)に始まる。80年代は、地区計画(1980)やHOPE計画(1983)、街並み環境整備事業(1988)など、まちづくりと景観がつながる時期であり、90年代には、多くの自治体で景観条例が策定されるようになった。

これまで、景観形成へ取り組みは、自治体の自主条例によって進められてきたのである。

景観は地域環境の現れ

多くの景観条例には、地域の特徴的な町並みや風景のある地域を指定し、その保全・形成のルールを決めるしくみを持つものが多い。しかし、景観とは、歴史・風土や美的な価値によって評価されるものだけではなく、日常の生活をとりまく環境の現れである。ふつうのまちの環境に地域らしい快適さを求めていくところに、景観まちづくりがある。

だからこそ、景観条例やまちづくり条例にもとづき、地域の人々がつくる協定やまちづくりのルールが、景観形成につながるのである。景観は、規制や数値基準を決めれば自動的に良くなるものでもない。建て替えの続く一般的な市街地では、建て替えによっておこる変化を調整し協議することも、景観形成に必要である。地域の主体性が大事なのである。

景観法の課題と可能性

景観法ができたからといって、景観が良くなるわけではない。どのように使うかは、自治体次第である。

広域景観への取り組みや協議手続き、景観計画の基準の作り方など、制度技術的に問題が残されているのも事

実である。建築物については、既存の計画概念のまま敷地単位の基準でしかなく、また、つくる基準はあっても場所の使い方や環境管理に関するルールやしくみを位置づけることには及んでいない。このため、地域の状況や景観課題に応じて、自主条例による取り組みが必要なところもある。

それでも、法的に「景観」が位置づけられ、社会的認識をつくる土俵ができた意味は大きい。

景観法の特徴

課題をもちつつも、景観法は、景観から地域環境への取り組みの可能性を広げている。

1つには、景観計画は都市計画区域だけでなく、行政区内のどこでも使える。農政との連携が制度的に位置づけられたことにより、景観＝地域環境の視点から、農業の持続や総合的な土地利用政策も視野に入る。

次に、景観計画の内容は、法的枠組はあるものの、景観行政団体(自治体)に大きく委ねられており、地域特性と目的に応じてかなりの自由度をもって決めることができる。

また、景観行政団体だけでなく、提案制度により、土地所有者2/3以上の合意のもと住民、NPOが計画提案主体となることができる。地域のまちづくりにおけるルールづくりにも景観計画や景観地区が活用可能であり、地区計画や条例による協定以外にルールづくりの選択肢が広がったといえる。

景観計画の内容については、法定の手続である勧告や変更命令によって、その実現の実効性が高まっている。あわせて地域の景観資源である建造物を維持するために、相続税の優遇措置が設けられたことは、文化財的価値のみではなく、地域の景観価値を社会的に認めたことであり、その意義は大きい。

景観計画の基本

景観計画は、計画区域を決め、景観形成の方針を示し、その実現のための行為の基準をつくるのが基本である。景観計画を決めると、区域内の全ての建築物、工作物、および開発行為が届出の対象となるが、条例により届出除外を決めることができる。

歴史的市街地や地域環境に特徴があるところでは、地域の景観像が明確であり、地域の人々にも景観のあり方が共有されていることが多い。こうしたところでは、景観形成の方針やその実現のための基準を、景観計画に詳細に示すことが可能であろう。例えば、近江八幡市が今

回決めた景観計画区域の内容がこれにあたる。

しかし、このようなフルセット型の景観計画ばかりが想定されているわけではない。地域ごとに多様な景観計画の使い方を提案していくことが期待されている。

景観計画の可能性を広げる

一般的には、必ずしも景観像を明確にできない地域が多い。そのようなところでは、当面、景観づくりの手がかりとなる景観資源だけでも守りたい、あるいは、まず地域で景観を考える協議の場をつくりたいなど、景観への取り組み方は多様に考えられる。このとき、景観法で規定されている景観協議会や景観重要建築物等の指定といったしくみを使おうと思うと、景観計画が必要になる。そこで、しくみを使うための舞台装置としての景観計画も考えられる。

行政区域を景観計画区域とし、景観に大きな影響を及ぼす行為以外、ほとんど全てを届出対象から除外すると、最低限守るべき色調とか、周辺との調和を基準にするなど、ゆるやかな内容の計画をつくり、景観重要建築物等の指定や景観協議会の立ち上げを実態的に可能とすることも、制度的にはできる。

大阪市のように大規模協議だけを当面の対象とするなど、特定目的型の景観計画からはじめ、地域ごとの計画を段階的につくっていくやり方もある。この場合は、景観計画の方針のなかで、景観政策における位置づけや今後の進め方を明確にすることや、自主条例や要綱などと組み合わせた総合的な景観形成施策について、体系的に広くわかりやすく伝えることが重要である。

地域の工夫

景観計画は景観法の基本であるが、他にも景観地区の認定制度を活用する協議型ゾーニング、特定用途制限地域と景観計画による調整区域における実質的な土地利用規制、地区計画の形態意匠条例による地域協議導入の可能性など、都市計画との連携も多様に発想できる。

多様な試みには、地域のまちづくりを通して、景観に対するコンセンサスをつくることが重要であり、それぞれの自治体が景観政策をつくり、地域が主体的に取り組むを選択し創造していくことが求められている。地方分権が試される法制度である。

* 建築学会都市計画委員会ガイドラインWG編により景観法活用の基本と応用について、3月末に出版予定。

歴史から都市へ

—近江八幡市の風景づくりについて—

深尾甚一郎

(近江八幡市建設部風景づくり推進室)

市政と景観法

景観法が平成16年6月に制定され、平成17年7月に全国で初めての景観計画を本市において策定しました。この計画は急に策定したものではなく、約35年前から景観に関する動きが市民運動として動き出してきた一つの過程であります。

近江八幡市の中央にある八幡堀は、今から420年前に豊臣秀吉の甥、豊臣秀次が造った八幡城の外堀であります。この堀は敵から城を守るというためではなく、琵琶湖を周航するすべての船を一旦、八幡堀に寄港させる掟をつくり、八幡の町を発展させるように企て、その後八幡(近江)商人の発祥として大きな基礎となりました。しかし、戦後は輸送手段が陸運へ変わる中で、しだいに賑わいをみせた八幡堀も、市民から忘れ去られゴミ捨て場となり無用の長物となっていました。昭和40年代に入ると、モータリゼーションの中で埋め立て計画が始まりかけましたが、青年会議所を中心とした中で、粘り強い修景保存運動が展開されました。これは単なるノスタルジーでもなく観光化でもありませんでした。それは本市にとって将来の八幡堀をどのように位置づけるのかといった問いから、「堀は埋めたときから後悔が始まる」を合言葉に八幡のすばらしい歴史文化・風土を継承するためには、八幡堀は八幡商人のまさしく中心部分(コア)であり、無くしてはならない大切なものとして保全していこうというものであります。このとき(35年前)からすでに、市民の中には景観という視点がすでに意識されており、その後のまちづくり運動として、重要伝統的建造物群保存地区や水郷の保全運動へと繋がってきています。

平成15年度から本格的に景観条例を策定し一定の規制をしようとしていた矢先に、景観法が制定され、本市としては追い風のごとく、景観計画において規制をしていこうとシフト変えをしました。

本市では当初より単なる視覚的な景観規制だけでなく、「詩情あふれるまちづくり」という文化政策としての重要施策としての位置づけにおいて、人々の営みをも入れ、「美意識のルネッサンス」ともいうべく、21世紀の目標をおき、すべての施策を展開しているところです。

景観施策は総合行政

住民説明会においては、当初より「観光化でもなく単なる外観の規制をするだけではない」ということを強調しておりました。景観コントロールを進めながら、地域の住み応えを高め、それは地域の魅力となり、誇りにつながっていくことになり、やがては地域文化の向上により産業・教育・コミュニティーなどが大きく成長して行くことになるということを説明させていただきました。当然のことながら行政においては総合行政として進めて行かなければなりません。

合意形成は率直な意見を出すことから

景観計画の中心になる行為規制については、地域住民の意見が最重要であります。住民(策定委員会)の心の中からの意見が出やすいように、策定委員会を開く前に十分な事務局会議を開催し、ワークショップなどの工夫をしました。例として、まず大きな地図を広げ、「私が案内し(見せ)たい集落内のポイント」を示していただいたり、「お勤めの散策コース」を描いてもらったりしました。

コミュニティーも景観である

地域住民のほとんどは、景観を観光化したくないという考えでありました。それは、生活の場である集落内を観光にしたいくないということであり、いいかえれば、コミュニティーの場である集落は、落ち着いた空間、やすらぐ空間であり続けたいという願いであります。この空間が地域住民として大切にしたい一つの景観であると感じました。

反対者との議論から始まる

どのような地域にも必ず行為規制に対する反対者がおられます。特に当該計画区域内は、自然公園法、県ヨシ群落保全条例、県風景条例等に基づく多くの規制が既にあり、その上にまだ規制が被さるのかという住民の大きな抵抗がありました。行政としても、「規制によって生活を苦しめるのではなく、魅力ある地域を創りあげていくことが目的である」ということを常時説明しておりました。

このようななかで嬉しかったことも多くあります。当初より大反対されていた人が計画決定のあと、「この計画で自分たちの魅力ある地域が孫たちにも引き継ぐことが確約され、本当にうれしい。全国に広がってほしい。」と言われたときなどは感極まる嬉しさでありました。すでに施行して4ヶ月間ではありますが、大きな成果を得ています。

これからも市民と行政が協働で魅力ある景観づくりを進めていく所存です。

大阪市の景観形成の取り組み

阿部 正和

(大阪市都市デザイン課)

美観地区の指定に始まる取り組み

「都市美は一面輪奐の美である。」^{注)}その美醜は都市の品位保持の上からも重大であるとの観点から、昭和9年、大阪市は由緒ある中之島や大阪城周辺とともに、将来の高層建築地帯として大阪駅前や御堂筋沿道等の約126haを美観地区に指定した(昭和13年に一部追加)。この美観創造を目的とする指定当時の志は、様々な建築誘導制度の中で今日まで受け継がれている。

その一つが、昭和57年から実施している建築美観誘導制度である。都心の主要街路沿道を対象に、民間の建替え更新の機会を捉えた事前協議により個性的な沿道景観の形成を進めている。平成7年には御堂筋まちなみ誘導制度を創設し、御堂筋の淀屋橋~中央大通間を対象に、御堂筋に面する外壁の高さを50mに統一するとともに、壁面後退や低層階の用途の誘導等により、大阪のメインストリートにふさわしい魅力あるまちなみの創出をめざしている。

注) 大阪市土木部「大阪都市計画並同事業輯攬」昭和12年
大阪市都市景観条例

本市では、市域の景観の向上及び地域の特性を生かした都市景観の形成に資することを目的として、平成10年に「大阪市都市景観条例」を制定した。条例に基づき、平成11年に大阪市景観形成基本計画を策定し、「アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる」ことを基本目標として、景観形成地域(都心中央部など4地域)の指定、大規模建築物等の景観協議、指定景観形成物の指定(22件)、地域における協定の締結、大阪都市景観建築賞の表彰等により、大阪らしい都市景観の形成に取り組んでいる。

景観法の活用について

平成16年6月の景観法公布を受けて、同年11月に大阪市都市景観委員会に景観法活用検討部会を設置し、景観法を活用した本市の景観施策はどうあるべきかをご審議いただき、平成17年9月に提言をいただいた。その基本的考え方の概要は次のとおりである。

景観法の基本目標は、「魅力ある景観やうるおいある空間の創出」という大阪市の政策目標と軌を一にするので、景観法を積極的かつ戦略的に活用するべきである。

市域全域において景観法活用の条件整備を図る観点から、市域を対象に景観計画を早期に策定することが適切である。また、その後、地域特性に応じた景観計画の充実や詳細化が求められる。

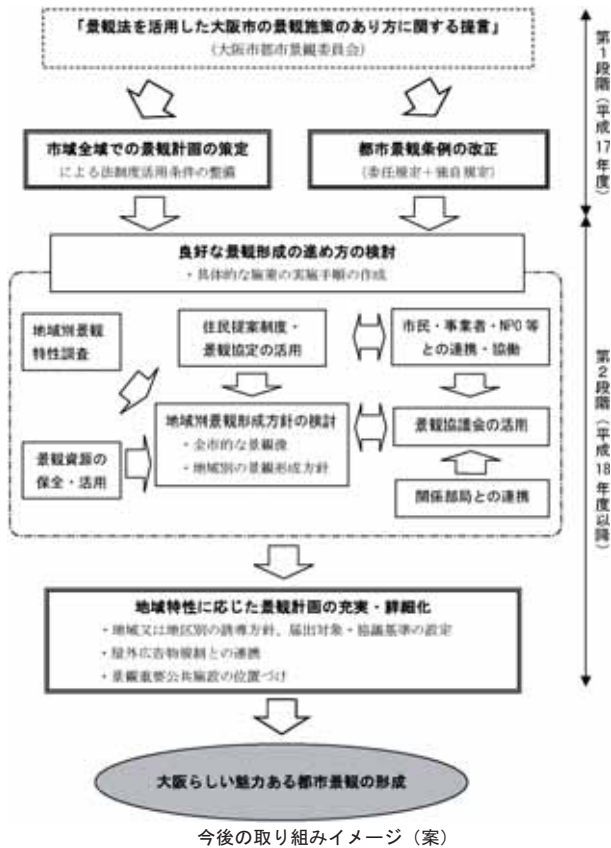
景観法の活用とともに、大阪市都市景観条例を改正し、総合的な景観施策体系を再構成することが必要である。

この提言を受けて、本市では景観法活用の第1段階として、市域全域で景観法の諸制度が活用できる条件を整えとともに、条例に基づく大規模建築物等の景観協議を法に基づく手続きとする方針で、市域全域を対象に基礎的な事項を定める大阪市景観計画素案と大阪市都市景観条例改正方針案を作成し、同年11月にパブリックコメントを実施した。今後、いただいたご意見を踏まえて、平成17年度中に景観計画の策定と条例改正を行いたいと考えている。

大阪らしい景観形成に向けて

本市の景観形成においては、民間開発の協議型誘導による本市を代表する景観の形成と、市民との協働による地域の身近な景観形成を進めていくことが必要である。

本市では、景観計画策定にあわせて景観施策体系を見直し、今後、市民・事業者・NPO等と連携・協働しながら、第2段階としての景観計画の充実・詳細化を進め、地域特性を生かした景観形成を進めていく考えである。



大津市の取り組み

一景観法を活用した景観形成一

高木裕司

(大津市都市計画部都市景観課)

これまでの取り組みと景観法

大津市は、平成15年に全国10番目の古都に指定された。世界遺産の比叡山延暦寺をはじめとした各時代を代表する数多くの歴史的文化資産が背後の山並みや琵琶湖と一体となって、近江八景に代表されるような特色ある景観を形成している都市である。本市では、これらの優れた景観を保全するため、古くから、背後の山並みや琵琶湖岸部分に対する風致地区の指定や全ての住居系用途地域に対する高度規制等、様々な先進的な取り組みを行ってきた。

しかし、近年の著しい都市化等により、現行の制度や取り組みでは十分に対応できない状況も生じてきている。そこで本市は、平成14年度より景観形成事業に取り組み始め、平成16年度に景観形成の理念を示した「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」を制定し、併せて、これに基づき「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」の策定を行った。現在は、この基本計画を具体的に進めていくため、景観法を活用し、景観行政団体となり、平成18年4月の景観計画の策定に向け準備を進めているところである。

大津の景観特性と景観計画

大津市は、合併を繰り返しながら湖に沿って線状に構成された都市である。そのため、長い歴史を背景に、市域全域にわたって地域ごとに個性豊かな景観が形成されている。また現在では、近畿の中核都市のひとつであり、京都や大阪等のベッドタウンとしての顔も持つことから、開発圧力が高く、市域全域にわたって景観保全の必要性が生じている。景観法では景観計画区域内でのみ法令や制度が適用されることから、このような景観特性を持つ本市のような都市では、その対象区域を市域全域とする必要がある。そうすることではじめて、景観協定や景観重要建造物・樹木の指定等の景観法の制度を市域全域で使い、景観形成を進めて行くことができる。本市では、景観計画区域内を、基本計画に基づいた景観構成要素や地域特性に応じた地区に区分し、各々に景観形成方針を示すことにより、市域全域で、地域特性に配慮した景観形成の推進を目指している。また、地域特性に応じて区分された各地区を、さらに用途地域を振り所とし

た景観類型により区分し、その区分ごとに景観形成の基準を定めている。言うまでもなく、都市計画制度においては、用途地域ごとに建築物の用途、形態、建蔽、容積、高度等について、一定のルールを定め、これに基づきまちづくりが進められているが、用途地域を拠り所とした景観類型ごとに景観形成の基準を定めることで、都市計画によるまちづくりと整合した形で景観形成を進めていけるものと考えている。

具体的な景観形成誘導手法は、景観に与える影響が大きいと考えられる中高層建築物の建設等を対象として景観法に基づく届出制度により進めて行くが、市内全域において、前述した景観形成基準に基づき緩やかに規制・誘導することにより、まち全体についてデザイン的な調和を図ることを目指している。

地域の特徴を活かした景観形成と景観計画

一方、景観形成上、特に重要な地域については、さらに強く景観形成を進めて行くことが求められている。

琵琶湖越しに背後の山々を望む、或いは山手から琵琶湖を望む眺望景観は、市民の心にいつまでも残る原風景のひとつでもある。景観計画では、この大津市を代表する重要な眺望景観を保全し、本市の景観の素晴らしさを広くアピールするために、重要な眺望点及びそこからの眺望景観の選定を行っている。さらに、これら眺望景観に大きな影響を与えられる地域を眺望景観保全地域として指定し、眺望景観の保全・形成方針及び景観形成基準を示すと共に、当該地域における一定規模を超える建築等の行為を対象としてシミュレーション等を義務付け、景観誘導を行うこととしている。これにより、本市の重要な景観特性である琵琶湖と背後の山並みとにより構成される雄大な眺望景観の保全並びに水辺を中心に形成される新たな近代的都市眺望景観の創造を図ることを目指している。

また、併せて大津市の景観形成上、特に重要な地区あるいは地域住民の積極的、主体的な景観まちづくりの取り組みが行われる地区については、今後、地域住民のワークショップを中心に創り出す「地区別景観形成実施計画」の策定を前提として、「特定地区」として取り扱うものとしている。その際には、計画内容（景観形成方針、規制誘導基準、景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針など）を景観計画に位置付け、法の強いバックアップによる景観形成を目指している。

本市の景観形成事業はスタートラインに立ったばかり

である。今後、具体的な取り組みが始まるが、「景観づくり」は、市民の方々の共通理解が大前提であり、その推進にあたっては、市民と行政がパートナーシップを取っていけるかどうか鍵となる。そのため、このような地域ごとの住民主導の景観形成こそ、今後の本市の景観形成の行方を担っていると考えている。

■論説 京都の景色とその持続性

樋口忠彦（京都大学）

私の『景観の構造』は、博士論文を出版したのですが、その内容の多くは、奈良と京都の景色をあつかっています。博士論文に取りかかった頃は、ちょうど大学紛争で、「原点回帰」ということが叫ばれていたと思います。その影響だったと思いますが、日本の景色の原点に回帰しようということで、奈良や京都の景色に関心をもち、それを論文の主な対象にしました。

旅費が限られているため、せいぜい3泊4日で、宿はユースホステル、資料や調査項目は事前に念入りに検討したうえで、現地調査でした。これが、年に2回くらいだったと思います。時間は限られていましたが、それだけ真剣だったのでしょうか、訪れた場所の体験は、いまでもあざやかに蘇ってきます。

人にはいろいろなふるさとの風景があるのですが、奈良や京都の景色は、私にとってはこのような意味で、ふるさとのような景色です。

こういう京都に住むようになって3年になります。外来の研究者として眺めていた京都の景色を、住人として日常的に眺めるようになったわけですから、新たな発見があります。時には大きな発見があります。

環境のなかのどんなものを、日本人は景色として見るようになったのか、その歴史をたどってみようと思いついたのは、4、5年前のことです。上古から近世までに、草木ものいう気色、神々と祭礼の気色、国見のけしき、四季のけしき、歌枕・名所のけしき、町の景色などを見出し、近代以降には、文明開化の気色、国立公園の風景など見出しながら、現在に至っているのではないかと考えています。

京都に住んで気づいたことは、特に上古から近世にいたる間に見出されてきたさまざまな景色（気色、けしき、景色）が、京都では、よく継承、保存され、多くの人びとに生まれ、生活の中にいまだに生きているということです。この発見には驚きました。いままで、いくつかの都市や地域で調べましたが、これほど多様な景色を人びとが楽しんでいる所は、どこにもなかったからです。

なぜ京都では、歴史的な景色をこのように持続することができたのでしょうか。これが私の新しい研究テーマです。

支部活動

総務委員会 報告

2005 年度総会報告

日本都市計画学会関西支部の 2005 年度総会は、2005 年 4 月 26 日（火）13：30～15：00 に大阪市立大学文化交流センター大ホール（大阪駅前第 2 ビル 6 F）において開催された。支部正会員出席者 26 名、委任状出席 316 名、合計 342 名により、総会が成立した。

支部規定により藤田健二支部長を議長とし、下記の 6 議案について審議し、1 から 5 号議案は議案書どおり議決された。6 号議案については、榊原和彦総務委員長から、支部規定による役員として支部長、副支部長、幹事、監事、顧問の提案がおこなわれ、提案どおり議決された。

(1) 第 1 号議案

2004 年度日本都市計画学会関西支部活動報告 - 報告：
榊原和彦総務委員長

(2) 第 2 号議案

2004 年度日本都市計画学会関西支部決算 - 議案説明：
堀口浩司会員・会計委員長

(3) 第 3 号議案

2005 年度日本都市計画学会関西支部活動方針 - 議案説明：
榊原和彦総務委員長

(4) 第 4 号議案

2005 年度日本都市計画学会関西支部予算 - 議案説明：
堀口浩司会員・会計委員長

(5) 第 5 号議案

日本都市計画学会関西支部規定の改正について - 議案説明：
榊原和彦総務委員長

(6) 第 6 号議案

2005 年度日本都市計画学会関西支部役員選出について

●支部活動報告

- 1) 幹事会を 6 回開催した。
- 2) 都市計画シンポジウムを 2 回開催した。
- 3) 都市計画講演会を 2 回開催した。
- 4) 公開都市計画事例研究会を 2 回開催した。
- 5) 研究助成「都市計画研究会」シンポジウムを 1 回開催した。
- 6) 支部だより No.19 を発行した。また、支部ホームページにより広報活動を行った。
- 7) 研究助成「都市計画研究会」について、支部研究助成 3 件を実施した。
- 8) 海外都市計画交流会を大韓民国（ソウル他）で実施した。また、（国際交流）講演会を 1 回開催した。
- 9) 関西まちづくり賞の審査を行い、3 件を授賞対象として決定した。
- 10) 第 2 回関西支部研究発表会を開催した。20 件の発表があり、3 名に研究奨励賞を授賞した。
- 11) 会員への情報提供の利便性、迅速性を向上するため、会員向けメールマガジンに関するアンケートを実施した。
- 12) 各種委員会の公募を行い、4 名の参加を得た。
- 13) 特別委員会（テーマ：「今後の都市計画教育と都市計画

に関わる人材育成について」) を設置した。

● 2004 年度決算

1. 収入の部

大科目	予算額	決算額
会費	3,819,600	3,793,100
事業収入	154,000	536,500
繰入収入	1,387,171	1,387,171
その他収入	229	30
収入合計	5,361,000	5,716,801

2. 支出の部

大科目	予算額	決算額
管理費	2,139,000	1,964,438
事業費	2,366,000	2,120,395
受託研究事務費	0	0
予備費	356,000	0
繰越金	500,000	1,631,968
支出合計	5,361,000	5,716,801

● 2005 年度活動方針

1) より円滑で活性化した支部活動

支部活動のさらなる円滑化、活性化のために、支部 HP の活用、HP サーバ・サービスの活用、事務局体制の整備、会員参加の推進、会員デマンドの把握などに努める。

2) 会員サービスの改善と会員の募集活動

会則の改定により学生会員が自動的に正会員へ移行する仕組みがなくなる。正会員増加のため学生および卒業生向けの勧誘イベントを検討する。会員サービスの向上のため、メールマガジンやインターネットによる情報提供の強化策を推進する。支部の主催する各種イベントへの受講証の発行を検討する。

3) 都市計画シンポジウムの開催

2 回開催する。特色あるまちづくりや時代性のあるテーマをとりあげる。

4) 都市計画講演会の開催

2 回開催する。関西都市計画の歩みや新たな動向、周辺領域からの視点などに着目する。

5) 都市計画事例研究会の開催

都市の活性化、関西の地位向上につながる都市計画先進事例の調査・検証を行う。

6) 広報について

支部だより No.20 を発行する。また、支部ホームページにより情報発信を行う。

7) 研究助成「都市計画研究会」について

新規・継続合わせて 4 件の支部研究助成（1 件 10 万円 / 年）を行う。少なくとも 1 件を若手研究者に優先的に割り当てる。「都市計画研究会シンポジウム」を開催する。

8) 国際交流の推進

都市計画国際交流会を 1 回開催する。さらに、東南アジアなどに都市計画視察団を派遣する。また、人的ネットワーク形成を推進する。

9) 関西まちづくり賞について

関西で実施された顕著なまちづくり事業ならびに活動の成果を表彰する。

10) 学術研究論文発表会について

2005年度(第3回)日本都市計画学会関西支部研究発表会を7月20日(水)に開催する。

11) 委員会への会員公募参加について

各種委員会の委員を公募する。

12) 特別委員会について

「今後の都市計画教育と都市計画に関わる人材育成について」をテーマとし、議論を重ねていく予定である。

● 2005年度予算

1. 収入の部

大科目	中科目	予算額
会費	支部交付金	3,611,800
事業収入	参加費	180,000
繰入収入	繰入金	1,631,968
その他収入	利息等	-
収入合計		5,424,000

2. 支出の部

大科目	中科目	予算額
管理費		2,129,000
	給与手当等	225,000
	会議費	-
	旅費交通費	744,000
	通信運搬費	290,000
	消耗品費	90,000
	事務局運営費	780,000
	事業費	2,254,000
	支部だより作成費	363,000
	講演会等企画事業	530,000
	会員サービス事業	140,000
	総会開催	240,000
	事例研究会	60,000
	国際事業	70,000
	まちづくり賞	100,000
	インターネット	180,000
	研究発表会	221,000
	研究助成	300,000
	特別委員会	50,000
受託研究事務費		-
予備費	予備費	541,000
繰越金	次年度繰越	500,000
支出合計		5,424,000

● 日本都市計画学会関西支部規定の改正について

支部役員の数、選定方法、職務について明確化するよう改訂した。

● 2005年度役員

顧問	天野 光三	三輪 泰司	森 康男
	平峯 悠	土井 幸平	飯田 恭敬
	浅野 誠	青山 吉隆	金井 萬造
	藤田 健二	岩本 康男	
	西村 昂(物故)		
支部長	鳴海 邦碩		
副支部長	榊原 和彦	正木 啓子	安田 丑作
幹事	原 正裕(特別委員会副委員長)		
	小谷 通泰(編集・広報副委員長)		
	梶山 善弘(事例研究委員長)		
	上南木昭春(国際交流委員長)		
	川崎 雅史(研究発表副委員長)		
	川田 均(総務副委員長)		
	神吉紀代子(企画・事業副委員長)		
	小浦 久子(関西まちづくり賞選考委員長)		
	佐藤 道彦(企画・事業委員長)		
	澤木 昌典(企画・事業副委員長)		
	田中みさ子(会員・会計副委員長)		
	田原 直樹(国際交流副委員長)		
	塚本 直幸(特別委員会副委員長)		
	難波 健(関西まちづくり賞選考副委員長)		
	日野 泰夫(研究発表委員長)		
	堀口 浩司(会員・会計委員長)		
	増田 昇(総務委員長)		
	三輪 康一(編集・広報委員長)		
監事	塚口 博司	中川 大	

全ての議案終了後、鳴海邦碩新支部長より就任挨拶が行われた。以上で、総会は閉会した。

総会終了後、現在研究助成を受けている「都市計画研究会」3件の報告が行われた。

路面公共交通のための都市交通空間デザイン研究会 - 代表：塚本直幸氏

コラボレーションによる地域資産の発掘と価値の利活用に関する研究会 - 代表：岡田昌彰氏

歴史的まち資源を有する地方都市中心部の活性化に関する実践的研究～和歌山市中心部をケーススタディとして - 代表：林田大作氏

続いて、関西まちづくり賞の授賞式と受賞者によるプレゼンテーション3件が行われた。

四番町スクエアのまちづくり(彦根市、彦根市本町土地区画整理組合)

このまちに 新たな緑を 育て隊! 伝え隊! (雲雀丘山手緑化推進委員会)

市民協働による寝屋川親水空間整備事業(寝屋川市)

会員会計委員会 報告

支部の会員数が近年、減少傾向にあります。1990年に支部が発足し、その後2000年頃まで正会員、賛助会員ともに順調に増加し、ピーク時には正会員850人、賛助会員111法人、学生・外国人会員を併せて1002会員になりました。その後、年々、正会員、賛助会員ともに減少傾向にあります。

近年の不況の影響もあって、企業や行政など賛助会員が減少し、支部の財政状況に影響が出ています。

支部予算を有効に活用するため、郵送費や各種会議費の削減などに取り組んでいます。活発な活動を進め、会員サービスの質を維持しながら、経費を削減するという厳しい状況にあります。郵便による印刷物の送付をeメールによるメールマガジン化などにシフトする方向で取り組んでいます。経費削減と会員数の増加へのご協力をお願いします。

企画事業委員会 報告

今年度は、都市計画を取り巻く新しい潮流を取り上げ、これからのまちづくりのしくみを考える企画としました。

キーワードは、市民の参画・協働、中心市街地の活性化・再生、エリアマネージメントです。

1) 「協働のまちづくり」を考える

9月7日には、神戸の震災復興10周年を契機に、神戸において「協働のまちづくり これからのかたちとは」と題してシンポジウムを行いました。現地踏査として、長田の復興まちめぐりツアーを行った後、コーディネーターに大阪大学の小浦久子先生、パネラーとして、地元TMOや行政経験者に都市プランナーの方々5名を迎え、住民や市民団体、行政、コンサルタントなどとの協働まちづくりのあり方について議論を深めました。

震災復興という時間的に制約のある中で、市民・市民団体・行政・コンサルタントなどが協働しながら進めたまちづくりのしくみは、今後の都市計画のモデルになりうるものです。今後のまちづくりに反映するための課題や展望が議論できました。

2) 都市計画の職能についての海外事例報告

10月27日には、「海外の都市計画の職能と教育」について、工学院大学倉田直道先生の講演を特別委員会との共催で実施しました。海外事例、特にアメリカにおける都市計画の実態を紹介いただきました。この中で、都市計画の実施は自治体を中心であり、概念としては社会科学に近いこと、出身分野も多岐にわたっていること、審議会や委員会に委員として参加する多くの市民が都市計画を学んでいることなど、都市計画のしくみの違いを感じました。神戸のシンポジウムでの議論も踏まえ、協働のまちづくりの具体的な進め方の議論を深めていくヒントが得られたと思います。

3) 「地方都市・中心市街地の活性化」をシリーズで考える

まちなかを元気にするために何が必要かを考えるため、17年度・18年度に跨り、連続で講演会・シンポジウムを実施することとしています。

第1回目は、2月20日に大阪市立大学の矢作弘先生に「中心市街地と商業のまちづくり」と題して、講演会をお願いする予定です。中心市街地のまちづくりと大規模店舗の立地など商業との関係を切り口に、外国事例、主にアメリカの実情と取り組みについても紹介をいただきながら、人口減少時代のまちづくりを考えることとしております。

続いて、3月25日には和歌山市において、地方都市の中心市街地活性化に関するシンポジウムを開催する予定です。和歌山での活性化の取り組みを、商店街を探索しながら体感すると共に、シンポジウムでは、コーディネーターとして和歌山大学の濱田先生に、パネラーとしては、地元から大学・市民団体・行政の参加をお願いし、また、他都市での事例を弘前大学の北原先生、山口大学の鶴先生から報告して頂くこととしております。

18年度には、現在、法改正が議論されているまちづくり三法を取り上げ、シンポジウムを開催する予定です。

既に、一部の自治体では先行的に条例を制定し、郊外店舗の規制を行おうとしているケースも出てきており、今後の対策について議論を深めるきっかけを提供したいと考えております。

4) 都市開発を考える

都市再生プロジェクトとして、再開発が全国で実施されていますが、まちづくり協議会が作られ、エリアマネージメントが実施されている先行的な事例を取り上げ、持続的に発展するまちを作るための開発のしくみに迫ろうという企画です。東京と大阪での開発事例を取り上げることとしました。

1月12日には東京駅北側(丸の内)のエリア「大丸・有(大手町・丸の内・有楽町)でのエリアマネージメントの取り組みを三菱地所の長島さんから、1月14日には、大阪ミナミの開発コンセプトや実施状況について、大阪市都市建設技術協会の住家さんから、講演会方式で話を伺うこととしております。

国際交流委員会 報告

1) 都市計画交流会

今年度は、カンボジア(シェムリアップ)、タイ(バンコク)を平成17年9月3日～9日に計9名で訪れた。まず、シェムリアップでは、アンコール遺跡とトンレサップ湖を訪問した。アンコール遺跡では、遺跡の修復状況を踏査した後、財団法人国際開発センターの渡辺道雄氏(経済学博士)現地では建築活動や人材育成を行っている小出陽子氏(一級建築士)と遺跡および周辺部の環境整備の実態と外国からの支援の現状について意見交換した。さらに、APSARAの地域開発管理局長であるTEP VATHO氏にヒアリングする機会を得て、遺跡周辺の開発規制、市街地の街路景観のコントロール

および滞在型の観光推進に向けた施策などについて具体的な説明を受け、同席した日本国政府アンコール遺跡救済チームのCHEA SOPANHA 氏に、帰国後アンコール遺跡および周辺環境整備に関わる検討を行う旨を伝えた。また、アンコール遺跡に隣接するカンボジア最大の湖であり、雨期と乾期でその景観が一変するトンレサップ湖の水上集落を訪れ、村の空間構造、生活風景への理解を深めた。

次に、バンコクでは、バンコク首都圏庁都市計画局を訪問し、YONCHOKE SUKMARG 局長、NARISA SOPHONDILOH 都市再開発部部長など計 10 名の都市計画家と懇談し、バンコクの都市計画の現状と今後の方向について説明を受けた後、主にバンコクの運河、河川沿いの環境整備のあり方について、日本での事例を紹介しながら意見交換を行った。さらに、バンコクでの区画整理事業を支援している JICA のメンバー（長谷川知弘氏、澤田俊作氏、武内和背氏）に取り組みの現状と課題をヒアリングし、区画整理対象地域や民間（NC HOUSING PUBLIC COMPANY）の住宅開発地域を視察した。

2) 講演会の開催

今年度は、都市環境デザイン会議と共催で、平成 17 年 8 月 31 日ドーンセンターにおいて、国立台湾大学陳亮全教授に「台湾の参加型まちづくりと震災復興」と題して、1999 年に発生した大地震後のボランティアによる支援活動の展開から、市民主体のまちづくりが活発化していることなどに関する講演を頂いた。参加者は 38 名と比較的盛況であった。

3) 留学生との交流会

関西に在籍している各大学の留学生・日本人学生を対象として、大阪の西梅田及び北ヤードでの都市再開発の経過説明と現場視察を通して、都市の再生や魅力ある都市イメージの構築について意見交換をする交流会を、平成 17 年 12 月 21 日に実施した。参加者は、留学生 3 名と少ないものの日本人学生 12 名、その他学会員など 6 名と盛況であった。学生の意見としては、大阪市の都市整備に当たって大阪らしさを失わないように努力してほしいといった意見や、特に北ヤード開発について、東京との区別や、高層ビルを建てるよりもオープンスペースの確保、緑の確保などの重要性を指摘する意見が多かった。

事例研究委員会 報告

今年も昨年に続いて都市のブランディングをテーマに事例研究をしている。従来は普通の委員会を会議形式で進めていたが今年は委員会自身を街歩きをしながら実地に検証しながら進めることとしている。

委員会は第 1 回目を祇園祭の宵宵宵山の京都で、第 2 回を神戸長田地区の再開発地区の視察を兼ねて、第 3 回を先年に公開事例研究会を行った灘との対比で伏見で、第 4 回をフィギュアミュージアムもでき益々元気な長浜で行った。

京都は言わずもがなだが、イベント全てに共通することは混雑への対処工夫がどうにかならないかである。長田は震災復興の再開発が進んでいる様を見た。再開発ビルが立ち並び

風景だが長田ブランド育成で街に魂を入れようという試みが神戸長田 TMO などを中心に進められている。また駅に隣接し温泉もついて都市居住が割安で実現できるマンションもあり印象的だった。

また伏見はコンパクトな空間に酒造の街並みが残り TMO 伏見夢工房の十石船など様々な仕掛けによって街のグレードを高めている感じであり、街並みの連続性も震災で損なわれた灘に比べると高く町歩きの魅力としては伏見が勝る。長浜は黒壁で有名であるがフィギュア博物館の設立など常に新しい工夫を試みている。それに忘れてならないのは曳き山を中心とした伝統文化が表にも底流にあることを示す曳山博物館である。

当然のことだが歴史的背景、それに密接な地域に根ざす祭りなどのイベント、それを明解にする博物館などの拠点施設、それらを総括する街を特徴付けるキーワード、さらに今の人々に新しい工夫を示す TMO などの街づくり運営の中核組織の存在と、歩くことが楽しくなる空間的連続性の重要性を実感した。

一方有名な歴史的資産が少なくとも長田ブランド育成事業や昨年取り上げた高槻のジャズストリートなど新たな街のキーワードを作りつつある例などがある。今後は 1 月に公開事例研究会を大阪の上町台地の歴史に注目したテーマで行いたい。

特別委員会 報告

「都市計画教育と都市計画に関わる人材育成について検討する委員会」として 2 年目の活動を展開してきました。2005 年 1 月には支部会員向けアンケート調査を実施し、回答者から参加希望を募り、3 月に 34 名の委員体制へと拡充しました。その後、6 月にかけて数回の全体会・分散会を開催し、社会的要請のもとでの今後の都市計画のあり方、都市計画家の役割・職能とその確立の仕組み、人材の育成・教育・技術の継承の 3 テーマについて意見交換、検討を重ねました。10 月には、ニューヨーク都市政策研究所青山公三氏へのヒアリング、さらに工学院大学倉田直道氏を招いての海外事例講演会を開催しました。11 月の千葉大学での学会研究発表大会では、ワークショップを主催し、中間報告をするとともに活発な意見交換をしました。この内容は、学会誌 259 号（2 月発行）に掲載されますのでご参照ください。さらに 2006 年 1 月には、インターネットを用いて全国会員向けのアンケート調査を WEB 上で実施します。この調査結果については、今後、何らかの方法で報告する予定です。

研究発表委員会 報告

2005年7月20日、大阪市立大学文化交流センター・ホールにて関西支部研究発表会が開催されました。3回目の研究発表会ということで、いよいよ定着してきた感がありますが、発表件数はこれまでと同様19編にとどまりました。研究発表会をさらに発展させ、真に定着させるためには、会員はじめ都市計画分野の方々への幅広い広報が不可欠であることを再認識しました。また、今年度も大学・行政・企業の若手研究者の方々に発表頂きましたが、まだまだ、行政機関や民間からの発表は多くありません。産・官のさらなる参加が望まれるところです。とは言え、自由・活発な討議が可能になってきたことは好ましい限りです。

発表会後の表彰式兼交流会への参加者も増え、4名の受賞者や支部長を中心に参加者が和気あいあいとした雰囲気の中で交流を深めることができました。

末尾に、発表論文の一覧(は研究奨励賞受賞)を示します。各セッションの座長(正木啓子氏(大阪府)、榊原和彦氏(大阪産業大学)、小谷通泰氏(神戸大学)、増田昇氏(大阪府立大学))には、適切かつ熱心なコメントやアドバイスをいただきました。



奨励賞受賞者の方々

2006年度も、以下のように、今年度とほぼ同様のスケジュールで開催を予定していますので、奮ってご応募下さい。詳細が決定次第、支部ホームページでもご案内します。また、第1回～3回までの論文集は事務局で購入できます。

第4回関西支部研究発表会開催スケジュール

発表募集案内	4月(総会案内の時期)
申込締め切り	5月10日頃
原稿締め切り	6月10日頃
研究発表会	7月10日頃

今年度の研究発表委員会の委員は以下の通りです。

日野泰雄(委員長:大阪市立大学)、川崎雅史(副委員長:京都大学)、澤木昌典(大阪大学)、下村泰彦(大阪府立大学)、田中利光(大阪市)、吉積巳貴(京都大学) (2005年12月末現在)

	1	低成長期における土地利用転換型大規模開発の過程とその効果に関する研究(吉原達哉:大阪大学大学院 他)
○	2	明治期から現在までの神戸・阪神間の水際線構成と臨海部の土地利用変化(客野尚志:兵庫県立人と自然の博物館)
	3	ソウルにおける近代都市計画事業の数理的考察—スペース・シンタククスによるデヒョン地区とソウル中心部との形態解析とその比較—(木川剛志:京都工芸繊維大学大学院 他)
	4	図像にみる16世紀ブラジル植民都市のつくり方(川西光子:兵庫教育大学 連合大学院 他)
	5	阪神間における戦後の住宅地開発の動態に関する研究(山田真紀子:大阪府立大学大学院)
	6	大和郡山・百寿橋の系譜と現況に関する研究(川原賢史:㈱産経住設) 他)
	7	住民参画による奈良市三条通の沿道景観整備の将来像の描出(坂内陽子:大阪市立大学大学院 他)
	8	景観の懐かしさとなじみに関する研究—大東市の事例調査(吉田 香:大阪産業大学大学院)
○	9	景観形成における計画協議の有効性の検討—神戸市新在家南地区を事例として—(松本依子:WRCホールディングス) 他)
	10	Unitary Development Planにみるイギリスの環境配慮に関する研究(川上陸央:近畿大学大学院 他)
	11	生活拠点地区におけるセットバック空間が自動車通行時の歩行者の行動に及ぼす影響—神戸市東灘区岡本地区を事例として—(野瀬泰佑:大阪市立大学大学院 他)
	12	高齢者のモビリティ環境に関する考察—歩行補助車「シルバーカート」使用に関して—(堤中知子:大阪芸術大学大学院)
○	13	大規模地下空間の誘導サインシステムと通路座標の提案(大喜多梨加:大阪市立大学大学院 他)
	14	明石高砂線におけるヒヤリハットアンケート分析(佐藤晃司:(株)丸尾計画事務所) 他)
	15	地域社会における神社の役割と機能—明石市中尾住吉神社の事例調査(クム ウチヤン:大阪産業大学大学院)
	16	地域自衛型防犯の取組による安全安心コミュニティ構築に関する研究(高松孝親:(株)UFJ総合研究所)
○	17	千里ニュータウンで育った人のまちへの思い出に関する研究(白井清兼:大阪大学大学院 他)
	18	既成市街地に立地する集合住宅のインターフェイス空間に関する研究(小笠裕士:大阪市立大学大学院 他)
	19	アドプト・プログラムによる住民主体の生活系公共空間管理に関する研究(徳岡 潤:西宮市都市局) 他)

発表論文の一覧